

22 学生生徒入学に関する処理方に付私立大学等へ通牒

〔昭和五年三月〕

(注記1)(注記2)
 (抹消) (口)
 発専(五七)
 (加進) (三五)号
 裁決 3月6日 文書課長 (安藤) (印)
 送 3月6日 起案者 (香山) (印)

昭和五年二月十九日起案

学務課長 (服部) (印)

専門学務局長 (赤間) (印)

近澤督学官 (近澤) (印)

次官 (中川) (印)

学生々徒入学ニ関スル件

案

年月日

局長

私立大学長

私立専門学校長 (大学専門部ヲ含ミ(加筆) 実業専門学校ヲ除ク)

宛

学生々徒入学ニ関スル件

(加筆) 〔大学、〕大学予科(加筆) 専門学校等ニ於ケル学生々徒ノ入学ハ認可セラレタル定員ノ範囲内ニ於テ(第一学年ノ収容力ハ修業年限ヲ以テ定員ヲ除シタル数ヲ超エザルモノトス) 許可相成ベキニ拘ラズ往々之ニ反シ、或ハ甚シキニ在リテハ法令又ハ学則規定

(注記5) (注記6) (注記7) (注記8)

(下) (札) (注記3)

以外ノ時期ニ於テ過剩ニ入学セシムルノ事実モ稀ニ有之教育上遺憾ノ結果ヲ生ズベキハ勿論適法ナラザル取扱ト認メラル、ニ付将来充分御留意ノ上嚴重ニ処理相成度尚自今入学者氏名ハ毎年五月一日現在ヲ以テ同月末日迄ニ学則ニ依リ学年始以外ノ時期ニ入学ヲ許可スベキモノニ在リテハ其ノ都度二十日以内ニ別紙様式ニ依リ御報告相成度此段依命通牒ニ及ブ

◎大学長宛別紙

第一表

昭和 年度入学者表

(五月一日現在)

入学資格	氏名	何々学部		氏名
		何々学科	何々学科	
入学資格	氏名	何々	何々	氏名
選科	何々	何々	何々	何人
聴講生	何々	何々	何々	何人
何々	何々	何々	何々	何人

以上 (本科) 何人
 選科 何人
 聴講生 何人
 何々 何人

備考(一) 昼間夜間ノ二部教授ヲナス大学ニ在リテハ二表トスルコト 以下各表同ジ

(二) 入学資格ハ高校卒、大学予科卒、専門学校卒等ト記入スルコト

(三)選科、聴講生ハ入学資格ノ欄ニ其ノ種別ヲ記入スルコト

第二表

(四)学年始以外ノ時期ニ於ケル入学者ハ本表ニ準スルコト

大学予科昭和 年度入学者表 (五月一日現在)

入学資格	氏名	入学資格	氏名

以上 何人

(加筆) 一本表ハ学年始ニ於テ第一学年ニ入学シタル者ヲ記入スルコト

備考

(抹消) 二年制、三年制並文科、理科ノ種別アル大学

ニ在リテハ各別表トスルコト 第三表同シ

(抹消) 入学資格ハ中学校卒、中学校四年修了、専検

合格等ト記入スルコト 第三表同シ

(抹消)

第三表

大学予科第一学年 (但シ) 学年始 以外ノ入学者表

入学許可年月日	入学許可学年	編入試験成績	入学資格	氏名

備考

(加筆) 一) 学年始ニ於テ第一学年ニ入学シタル者ヲ除キ(他ハ)

〔凡テ本表ニ依リ報告スルコト
(抹消) 一) 編入試験成績ノ欄ニハ試験学科目及其ノ成績ヲ記入スルコト

以上

◎専門学校長宛別紙

第一表

昭和 年度入学者表

(五月一日現在)

何々学科

本科 (予科) 別科、選科、聴講生等

入学資格	氏名	入学資格	氏名

以上
 本科 (予科) 何々 選科 別科 何々
 人 人 人 人

以上
 何々 選科 別科 何々
 人 人 人 人

(加筆) 一本表ハ学年始ニ於テ予科又ハ第一学年ニ入学シタル者ヲ記入スルコト

備考

(抹消) 一) 昼間夜間ノ二部教授ヲナス学校ニ在リテハ二表トスルコト 第二表同シ

(抹消) 二) 入学資格ハ中学校卒、高等女学校卒、専検合

格等ト記入スルコト 第二表同ジ

第二表

予科及第一学年(学年始) 以外ノ入学者表

何々学科

入学許可年月日	入学許可学年	生徒種別	編入試験成績	入学資格	氏名

備考(一)学年始ニ於テ予科又ハ^(採借)本科^(加筆)第一学年ニ入学シタル者ヲ除キ(他ハ)凡テ本表ニ依リ報告スルコト

(二)昭和四年発専五九号ニ依ル報告ハ自今本様式ニ依ルコト

(三)編入試験成績ノ欄ニハ試験学科目及其ノ成績ヲ記入スルコト

(四)生徒種別ノ欄ニハ本科、予科、別科、選科等ト記入スルコト

以上

理由

近來大学、高等専門學校ニ於テ学生々徒定員以上ノ入学ヲ許可シ又ハ法令、学則等ノ規定ヲ無視シテ入学ヲ許可スル向アルヤニ聞及ビタルニ付本通牒ニ依リ報告ヲ徴シ^(加筆)「将来」遺憾ナキ処置ヲナサシメントス

発専五九号

昭和四年三月十二日

専門学務局長

私立専門學校長宛
(私立大学専門部実業専門學校ヲ含ム)

専門學校第二学年以上入学ニ関スル件

貴校ニ於テ本科第二学年以上ニ入学ヲ許ス場合ニハ公私立専門學校規程第八条ニ準拠シ前各学年終了程度ニ依リ学力ノ試験ヲ行ヒ検査ノ上編入スルモノト思料セラル、モ自今右規定ニ依リ入学者ニ対シテハ氏名、編入学年及編入成績ヲ具シ毎年五月十日迄ニ本省ニ報告シ其ノ試験答案ハ三年以上保存相成度此段依命通牒ス

追而大正十五年發專第一七号通牒参照相成度

發專一七号

大正十五年二月二日

文部省専門学務局長
文部省実業学務局長

私立^専実業^{専門}學校長宛

専門學校別科生ヲ本科生ニ編入スルノ時期及其ノ取扱方ニ関スル件

専門學校ノ別科生(特科生、第二種生)ニシテ其ノ学年ノ途中又ハ卒業期ト同時ニ専門學校令第五条ノ資格ヲ得タル場合等ニ於テ之ヲ直ニ本科生(第一種生)トシテ編入スル向モ有之ヤニ聞キ及ビタル処右ハ必ス毎学年開始ノ時期ニ於テ之ヲ編入シ且

各学科目ニ付前各学年終了程度ノ試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者
ニ限リ本科生トシテ編入セシムキ義ニ付嚴重ニ励行相成度此段
依命通牒ス

(注記1)

「完決」

(注記2)

「例規」^(安積)「済」^(印)

(注記3)

〔23〕

(注記4)

「記録掛 5・5・20 受領」

(注記5)

「三」(簿冊内件名番号)

(注記6)

〔23〕

(注記7)

〔81〕^(加筆・抹消) 〔82〕^(加筆・抹消) 〔88〕^(加筆)

(注記8)

〔16〕^(加筆・抹消) 〔2〕^(加筆・抹消)

(下札)

①種別 よノ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 私立大学、専門学

校等へ通牒 学生生徒入学ニ関スル処理方 例規類纂材料ノ番号

発専三五ノ結了年月日 五年三、六ノ保存期限 ムキノ枚数 9

〔自昭5年至昭6年 学生生徒総規
第3冊〕文部省^(印) 3A.32-6.2452